

## 医療的ケア児が暮らしやすい 社会を目指して



障がいがある人となない人が分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重しながら共生できる社会を目指して、2016年4月に障害者差別解消法が施行され、教育、保健、労働、余暇活動などのさまざまな分野において取り組みが進められています。保育園や学校でも障がい児の受け入れが進みつつありますが、「医療的ケア」が必要な子どもの受け入れについては十分とはいえません。

### 医療的ケア児の課題

経管栄養やたんの吸引、気管切開部の衛生管理などの医療が必要な子どもを「医療的ケア児」と呼んでいます。医療の進展と在宅医療の普及により、こういった子どもが地域で生活できるようになりました。

医療的ケアは、本人や家族を除くと医師や看護師でなければ施せません。保育園や学校、障害福祉サービス事業所が医師や看護師を確保することは困難であるため、

医療的ケア児の保育や教育による発達の機会が限定されるなどさまざまな問題が生じています。

### どんな対応をしているの？

法改正により、教員や介護職員などが研修を受けることで、一部の医療的ケアを施すことができるようになったり、障害福祉サービスでは看護師などの職員を確保しやすくなったりと、少しずつ医療的ケア児を預かる受け皿が広がろうとしています。

峡東圏域でも保健、医療、保育、教育、障害福祉などの関係機関が集まり、連携を図るための協議の場（峡東圏域医療的ケア児支援会議）が設けられました。医療的ケア児が障がいのない人と共生できる社会の実現が待たれています。

### 問合せ先

障がい者基幹相談支援センター  
☎ 055(262)1274  
FAX 055(262)1276